

に対し、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請することができるとした。

八 規則への委任(第二十五条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

九 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、五から七までは、平成九年十月一日から施行することとした。

2 知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。

◇鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することとした。

二 定義(第二条関係)

この条例において使用する用語の定義を定めることとした。

三 基本理念(第三条関係)

環境の保全及び創造に関する基本理念を定めることとした。

四 県等の責務(第四条、第七条関係)

県、市町村、事業者及び県民の責務を定めることとした。

五 環境白書の作成(第八条関係)

知事は、毎年、環境の状況及び環境に関する施策を明らかにした環境白書を

作成し、県議会に報告するとともに公表しなければならないこととした。

六 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第九条、第二十五条関係)
環境基本計画の策定その他の環境の保全及び創造に関する基本的施策について定めることとした。

七 地球環境保全への取組(第二十六条関係)

1 県は、県等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進することとした。

2 県は、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めることとした。

八 鳥取県環境審議会(第二十七条、第三十六条関係)

鳥取県環境審議会が所掌する事務を明らかにするとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

九 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 鳥取県環境審議会条例を廃止することとした。

3 次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 鳥取県公害防止条例
- (二) 鳥取県自然環境保全条例

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 法人の県民税に関する事項

1 県民税の法人税割の特例税率の適用期間を、平成九年四月一日から平成十四年三月三十一日まで五年間延長することとした。(附則第二十七条関係)

2 県民税の法人税割の不均一課税の適用範囲を、資本の金額が一億円以下である法人等で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年千万円(現行 年四百万円)以下であるものに拡大することとした。(附則第二十八条関係)

二 施行期日等

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

一 テレホンクラブ等営業に関する事項

- 1 テレホンクラブ等営業を営もうとする者は、営業所ごとに、知事に届け出なければならないこととした。(第十七条の三関係)
- 2 テレホンクラブ等営業の禁止区域を設けることとした。(第十七条の四関係)
- 3 テレホンクラブ等営業者の禁止行為及び営業する上で講じなければならない措置について定めるとともに、当該措置を講じていない場合は、知事は、当該措置を講ずるよう指示することができることとした。(第十七条の五関係)
- 4 テレホンクラブ等営業に係る広告等について制限を加えるとともに、当該制限に違反しているテレホンクラブ等営業者に対して、知事は、当該制限に違反した営業広告物の除去等の指示をすることができることとした。(第十七条の六関係)
- 5 知事は、テレホンクラブ等営業者又はその従業者が、売春防止法に規定する罪に当たる違法な行為等をしたときは、当該営業者に対し、当該営業の停止又は廃止を命ずることができることとした。(第十七条の七関係)
- 6 自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、自動販売機ごとに、知事に届け出なければならないこととした。(第十七条の八関係)
- 7 何人も、利用カードを青少年に譲渡等しないようにしなければならないこととした。(第十七条の九関係)
- 8 利用カードの販売業者は、利用カードを青少年に販売等してはならないこととした。(第十七条の十関係)

9 利用カードの販売業者は、青少年立入禁止施設等に設置されるものを除き、自動販売機に利用カードを収納してはならないこととするともに、これに違反した者に対し、知事は、利用カードの除去等を命ずることができることとした。(第十七条の十一関係)

二 立入調査等に関する事項

知事は、その職員又はその指定した者に、テレホンクラブ等営業に係る営業所等に立ち入り、調査させ、又は質問させることができることとした。(第二十二条関係)

三 罰則に関する事項

- 1 テレホンクラブ等営業に係る罰則等を設けることとした。(第二十六条関係)
- 2 青少年に対してみだらな性行為をした場合等における罰則の上限を引き上げることとした。(第二十六条関係)

四 図書類に関する事項

- 1 図書類のうち映像又は音声を記録したものの範囲を拡大することとした。(第十条関係)
- 2 図書類の販売業者は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類を、自主的に他の図書類と区別して店舗内の監視しやすい一定の場所に陳列するよう努めなければならないこととした。(第十一条の二関係)

五 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県福祉のまちづくり条例をここに公布する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県福祉のまちづくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 福祉のまちづくりに関する基本方針等(第六条―第十一条)

第三章 公共的施設の整備(第十二条―第二十二條)

第四章 雑則(第二十三条―第二十五条)

附則

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取で、私たち一人ひとりが社会の一員として、自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会は、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者、障害者、妊産婦等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、だれもが、自らの意思で行動でき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができるまちづくりを推進することが重要である。

福祉のまちづくりとは、こういった社会の構築を目指し、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たしながら、協力し合い、環境整備を推し進めていく営みである。ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断の努力を決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、乳幼児等で、日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。

2 この条例において「公共的施設」とは、不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園等で規則で定める施設をいう。

(県及び市町村の責務)

第三条 県は、福祉のまちづくりに関し、総合的な施策を実施するものとする。

2 市町村は、県の施策と相まって、地域の実情に応じて福祉のまちづくりに関する施策を策定し、これを実施するものとする。

3 県及び市町村は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第二章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

（施策の基本方針）

第六条 県は、高齢者等の活動の機会が幅広く確保されるよう、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

一 すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。

二 高齢者等が、自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう公共的施設の整備を推進すること。

（広報活動、教育活動等の推進）

第七条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動、教育活動等を推進するものとする。

（情報の収集及び提供）

第八条 県は、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

（調査及び研究）

第九条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第十条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となつてその推進体制を整備し、福祉のまちづくりの実現を図るものとする。

（支援等）

第十一条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰その他の必要な措置を講ずることができる。

第三章 公共的施設の整備

（整備基準）

第十二条 知事は、公共的施設の構造及び配置並びに設備の整備について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、通路その他知事が必要と認めるものについて、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。

（整備基準への適合）

第十三条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途の変更（以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、用途、利用の目的、地形の状況その他やむを得ない理由により、整備基準に適合させることが著しく困難であるときは、この限りでない。

（維持保全）

第十四条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

（適合証の交付）

第十五条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証明書（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものと

する。

(新築等の届出)

第十六条 公共的施設のうち規則で定める施設(以下「特定公共的施設」という。)の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(指導及び助言)

第十七条 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事の完了の届出)

第十八条 第十六条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に届け出なければならない。

(立入調査)

第十九条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第二十条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が、第十六条の規定による届出を行わずに工事に着手したときは、届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、第十六条の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なる工事を行ったときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に

従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(既存特定公共的施設の整備基準への適合)

第二十二条 この章の施行の際現に存する特定公共的施設(現に新築等の工事中のものを含む。)を設置し、又は管理する者は、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

第四章 雑則

(適用除外)

第二十三条 公共的施設の整備について、その存する場所の属する市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置を講ずることとなるよう定めている場合は、前章の規定は、適用しない。

(国等に関する特例)

第二十四条 国、県、市町村その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第十六条から第二十二条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があつたときは、国等に対し、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(規則への委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第二十三条及び第二十四条の規定は、平成九年十月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状

況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例をここに公布する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第九条―第二十五条)

第三章 地球環境保全への取組(第二十六条)

第四章 鳥取県環境審議会(第二十七条―第三十六条)

附則

私たち鳥取県民は、名峰大山に連なる緑の山並みと白砂青松の変化に富む山陰海岸に囲まれ、四季の彩り豊かな美しい県土で生活を営み、個性ある産業や文化をはぐくんできた。

しかしながら、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、自然の生態系や身近な生活環境へ大きな影響を及ぼし、人類の生存基盤である地球環境を損なうまでになっている。

すべての県民は、健全で恵み豊かな環境の中で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を保全し、より快適な環境を創造しながら、将来の世代に継承していく責務を有している。

このため、私たち鳥取県民は、人間の営みである社会経済活動が環境に様々な影響を与えていることを認識し、地方公共団体・事業者・県民が一体となって、鳥取県の環境を保全し、より快適な環境を創造していくことに積極的に取り組まなければならない。ここに、私たちは、現在及び将来の鳥取県民が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことができるよう、人と自然が共生する鳥取県を目指して、県民生活の基盤となるより良い環境を保全し、創造するとともに、将来の世代へ継承することを決意して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある

動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、持続的な発展が可能な社会が実現されるように、環境を保全する行動及びより快適な環境を創造する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における着実な取組と国際協力により積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、次に掲げる事項を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 野生生物の種の保存及び多様な生態系の保護が図られること。

四 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

五 地域の優れた景観が保持され、及び形成されること。

六 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正処理が促進されること。

七 地球環境保全への取組が推進されること。

八 その他環境の保全及び創造に関し知事が必要と認める事項

2 県は、環境の保全及び創造を図る上で、地域住民に最もかわりのある市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造のための施策について、助言、情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策と相まって、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力

する責務を有する。

(環境白書の作成)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした環境白書を作成し、これを県議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の環境白書を、毎年、公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第九条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する目標

二 環境の保全及び創造に関する施策の方向

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鳥取県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たつての配慮)

第十条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たつては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第十三条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全のための公共的施設の整備及び河川、湖沼の水質の浄化その他の環境の保全のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが触れ合う快適な環境の創造)

第十五条 県は、人と自然とが触れ合う快適な環境を創造するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした快適な環境の創造)

第十六条 県は、前条に規定するもののほか、優れた景観、水と緑に親しむことができるとする生活空間、歴史的文化的資源を活用した環境その他の地域の特性を生かした快適な環境を創造するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(廃棄物対策の促進)

第十八条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県、市町村、事業者及び県民が協力して廃棄物の減量化及び適正な処理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動の意欲を高めるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境教育及び環境学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第二十二条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の適正な保全、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十三条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策

を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第二十四条 県は、市町村、事業者及び県民と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第二十五条 県は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

第三章 地球環境保全への取組

(地球環境保全への取組)

第二十六条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づき行動を推進するものとする。

2 県は、国等及びその他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する調査及び研究、情報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第四章 鳥取県環境審議会

(所掌事務)

第二十七条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第九条第三項に規定する事項を処理すること。

二 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第二十八条 審議会は、委員二十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 県議会議員

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員には、県の区域を管轄区域とする地方農政局、通商産業局及び地方建設局その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員を含まなければならない。

(任期)

第二十九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第三十条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第三十一条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三十二条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関する特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第三十三条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第三十四条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第三十五条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県環境審議会条例の廃止)

2 鳥取県環境審議会条例(平成六年七月鳥取県条例第十九号)は、廃止する。

(審議会の委員に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の鳥取県環境審議会条例第二条第二項又は第六条第二項の規定により審議会の委員又は特別委員に任命されている者は、第二十八条第二項又は第三十条第二項の規定により審議会の委員又は特別委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第二十九条の規定にかかわらず、平成九年二月七日までとする。

(鳥取県公害防止条例の一部改正)

4 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 県の基本的施策(第七条―第十四条)」を「第二章 削除」に改める。

第一条中「、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、県及び市町村の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する県の基本的施策を定め、並びに法令に特別の定めがあるものを除くほか」を削る。

第二条から第六条までを次のように改める。

(定義)

第二条 この条例において「公害」とは、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成八年十月鳥取県条例第十九号。以下「環境基本条例」という。)第二条第三項に規定する公害をいう。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、環境基本条例第三条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、公害の防止が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(事業者に対する支援)

第四条 県は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の支援に努めるものとする。

2 前項の支援に当たつては、中小企業者及び農林漁業者に対し、特別の配慮をするものとする。

第五条及び第六条 削除

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第七条から第十四条まで 削除

(鳥取県自然環境保全条例の一部改正)

5 鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「の保全等について必要な事項を定めることにより、自然環境の保全を目的とする他の法令と相まつて、自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「における行為の規制等について定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成八年十月鳥取県条例第十九号)第三条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削る。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十一条までを次のように改める。

第六条から第十一条まで 削除

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「平成四年四月一日から平成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に改める。

附則第二十八条第一項、第三項及び第四項中「四百万円」を「千万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県条例の規定は、平成九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の県民税を含む。以下同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の二」を「第十七条の十一」に改める。

第十条第二項中「レコード、録画テープ、録音テープ及びフィルム」を「フィルム及び映像等記録媒体(録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この章以下において「テレホンクラブ等営業」とは、電話機又は回線交換若しくは音声蓄積交換の機能を有する装置その他の端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十九条第一項に規定する端末設備をいう。)を電気通信回線設備(同法第六条第二項に規定する設備をいう。)の一端に接続し、これらの設備を利用して専ら異性の間の会話の機会を提供し、又は伝言を媒介する営業をいう。

4 この章以下において「利用カード」とは、テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品をいう。

第十一条第一項中「貸付け」の下に「(以下「販売等」という。)」を加え、同条第三項中「認めるときは」の下に「、テレホンクラブ等営業に係る広告物を除き」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(図書類の陳列場所の自主規制)

第十一条の二 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該図書類を他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列するよう努めなければならない。

第十二条の見出し中「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同条第一項中「販売」を「販売等」に、「前条第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改め、「自動販売機」

の下に「又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）を加え、同条第二項中「前条第四項各号」を「第十一条第四項各号」に改め、同条第四項中「の販売」を「の販売等」に、「自動販売機」を「自動販売機等」に、「販売する」を「販売し、又は貸し付ける」に改め、同条第五項中「場所」の下に「以下「青少年立入禁止施設等」という。）を加え、「自動販売機」を「自動販売機等」に、「購入する」を「購入し、又は貸付けを受ける」に改める。

第十二条の二の見出しを「(図書類の自動販売機等の設置の届出等)」に改め、同条第一項中「自動販売機」を「自動販売機等」に、「販売しよう」を「販売し、又は貸し付けよう」に改め、「あらかじめ」を削り、「ことに」の下に「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「及び氏名」を「氏名及び電話番号」に、「及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び電話番号」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

第十二条の二第二項中「第四号」を「第五号」に、「自動販売機による図書類の販売」を「自動販売機等」に改め、「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項中「自動販売機」を「自動販売機等」に改める。

第十六条中「販売又は貸付け」を「販売等」に改める。

第十七条の見出し中「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同条第一項及び第二項中「販売」を「販売等」に、「自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同条第三項中「法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所」を「青少年立入禁止施設等」に、「自動販売機」を「自動販売機等」に改める。

第三章中第十七条の二の次に次の九条を加える。

(テレホンクラブ等営業所の届出)

第十七条の三 テレホンクラブ等営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業を開始する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届

け出なければならない。

一 住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

二 営業所の所在地、名称及び電話番号

三 利用カードを業として販売する者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

四 営業の開始予定年月日

2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る営業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(テレホンクラブ等営業の禁止区域)

第十七条の四 テレホンクラブ等営業は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域（以下「営業禁止区域」という。）においては、これを営んではならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設

三 図書館法（昭和二十五年法律第一百八十八号）第二条第一項に規定する図書館

四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する文部大臣又は鳥取県教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの

五 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

七 前各号に定めるもののほか、多数の青少年が利用し、又は集合する施設で規則で定めるもの

2 前項の規定の適用の際現に前条第一項の規定による届出をしてテレホンクラブ等営業を営んでいる者の当該営業については、当該適用の日から二年間は、前項の規定は適用しない。

(テレホンクラブ等営業者の禁止事項等)

第十七条の五 テレホンクラブ等営業を営む者(以下「テレホンクラブ等営業者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に対し、営業所へ電話をかけるよう指示し、又は勧誘すること。
 - 二 青少年を、営業所に客として入場させること。
 - 三 青少年を、第十条第三項に規定する会話の相手方となり、又は同項に規定する伝言の主体若しくは受け手となる業務に従事させること。
- 2 テレホンクラブ等営業者は、当該営業を行うに際し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 営業所に客として入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の入場を禁止する旨を表示すること。
- 二 客に対し、会話又は伝言の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならぬ旨を周知すること。

3 知事は、テレホンクラブ等営業者が前項の規定に違反しているとき、当該営業者に対して、同項各号に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

(テレホンクラブ等営業の広告等の制限)

第十七条の六 テレホンクラブ等営業者は、営業禁止区域又は公衆電話機の周囲二メートル以内の区域においては、当該営業に係る営業所の所在地、名称若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を記載した広告物(以下「営業広告物」という。)を表示してはならない。ただし、青少年立入禁止施設等に表示する営業広告物については、この限りでない。

2 テレホンクラブ等営業者は、広告又は宣伝を行うに当たつて、青少年がテレホンクラブ等営業を利用できない旨を明示しなければならない。

3 テレホンクラブ等営業者は、営業広告物を青少年に頒布してはならない。

4 知事は、テレホンクラブ等営業者が前三項の規定に違反しているとき認めるときは、当該営業者に対して、営業広告物の除去、青少年がテレホンクラブ等営業を利用できない旨の明示、青少年に対する営業広告物の頒布の中止その他必要な措置をとるよう

指示することができる。

(営業の停止等)

第十七条の七 知事は、テレホンクラブ等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該営業者に対して、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十二条の罪に当たる違法な行為
- 二 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪に当たる違法な行為

三 児童福祉法第三十四条第一項第六号又は第九号の規定に違反する行為

四 第十七条の五第一項の規定に違反する行為

2 知事は、前項の場合において、当該営業者が、営業禁止区域において営業を営んでいるものであるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該区域において営むテレホンクラブ等営業の全部又は一部の廃止を命ずることができる。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第十七条の八 自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、自動販売機ごとに、販売を開始する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
- 二 自動販売機の設置場所
- 三 自動販売機の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
- 四 販売の開始予定年月日

2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による利用カードの販売を廃止したときは当該変更又は廃止の日から十五日以内に、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとする

るときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

3 第十二条の二第三項の規定は、前二項の規定による届出をした者について準用する。
(利用カードの譲渡等の制限)

第十七条の九 何人も、利用カードを青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又は利用カードに記載された内容を青少年に教えないようにしなければならない。

(利用カードの販売等の禁止)

第十七条の十 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

(利用カードの自動販売機への収納の禁止)

第十七条の十一 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、青少年立入禁止施設等に設置される自動販売機で、青少年が購入することができない措置が講じられているものについては、適用しない。

3 知事は、第一項の規定に違反した者に対し、利用カードの除去その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

第二十二条第一項中「書店」の下に、「テレホンクラブ等営業に係る営業所」を、「場所」の下に「若しくは自動販売機等の設置場所」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「立入調査を行う職員」を「立入調査等を行う職員又は知事が指定した者」に改め、同項を同条第三項とも、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者にテレホンクラブ等営業に係る営業所又は利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

第二十二條に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

二 第十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

2 第十七条の四第一項、第十七条の五第一項第三号、第十九条又は第二十条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第十七条第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条、第十七条第一項、第十七条の五第一項第一号若しくは第二号、第十七条の十、第十七条の十一第一項又は第十八条第三項の規定に違反した者

二 第十七条第二項の規定に違反して、有害図書類を除去しなかつた者

三 第十七条の五第三項若しくは第十七条の六第四項の規定による指示又は第十七条の十一第三項の規定による命令に違反した者

5 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の規定に違反した者

6 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第十七条の八第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条第二項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

7 第十七条の五第一項第三号又は第十八条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項又は第四項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付けている者は、この条例による改正後の鳥取県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは「平成九年四月三十日までに」と、同項第四号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。
- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の条例第十七条の三第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは「平成九年四月三十日までに」と、同項第四号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 4 この条例の施行の際現に営まれているテレホンクラブ等営業については、平成九年四月三十日（同日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十七条の三第一項の規定による届出をした者に係るテレホンクラブ等営業については、平成十一年三月三十一日）までは、改正後の条例第十七条の四第一項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者は、改正後の条例第十七条の八第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十日前までに」とあるのは「平成九年四月三十日までに」と、同項第四号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。